

【お知らせ】

お取引時の確認の変更

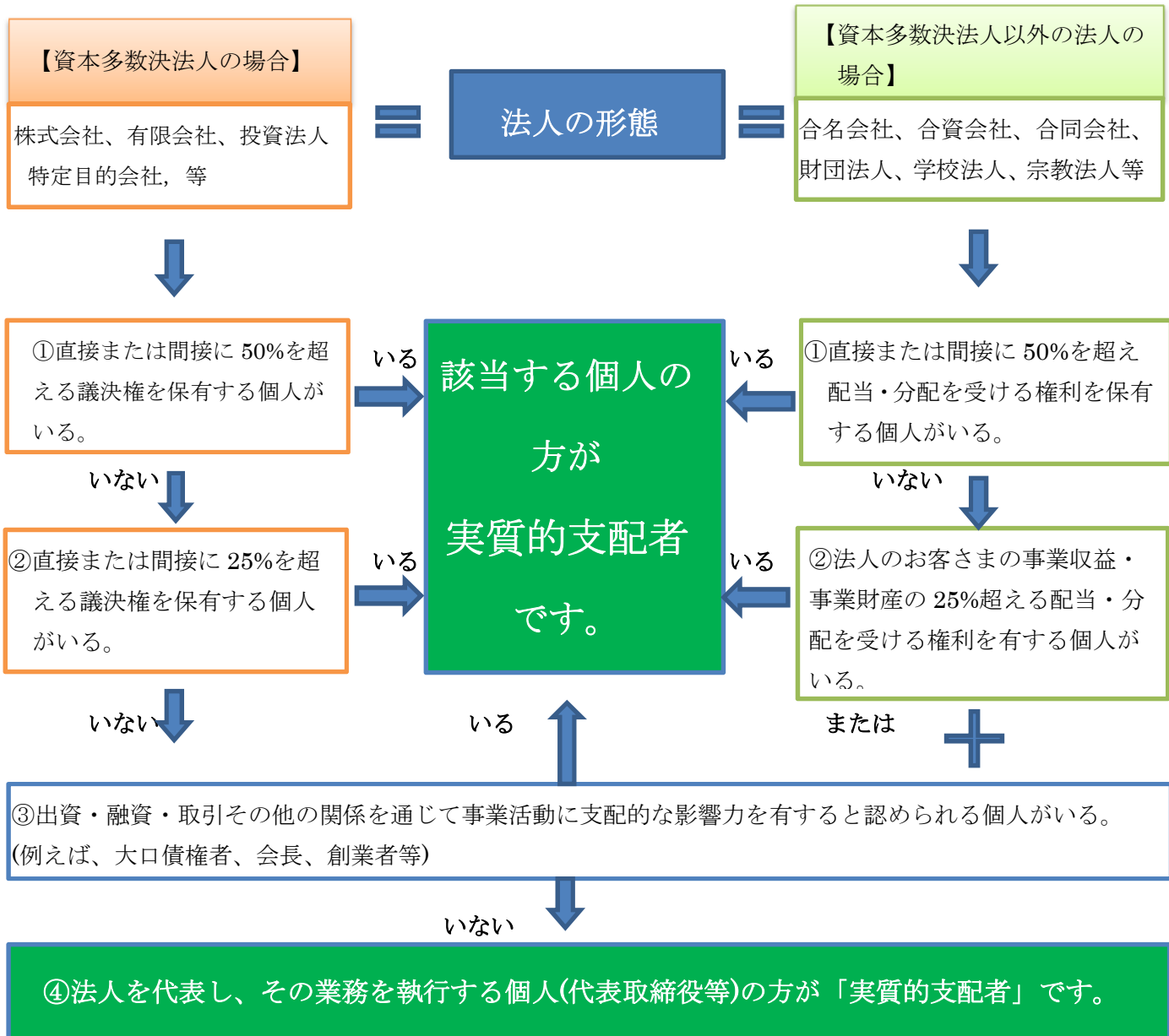
当行では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「法令」といいます。)に基づき、①口座開設時、②200万円を超える現金によるご入出金に係るお取引時、③10万円を超える現金での振込、小切手発行時、融資取引時の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認(お取引時確認)をさせていただいておりますが、法令の改正により平成28年10月1日から下記のとおりお取扱いが一部変更になります。ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 1.ご提示いただく本人確認書類は、運転免許書、在留カード等、顔写真がある書類原本のご提示をお願いします。顔写真がない本人確認書類をご提示いただく場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書等のご提示等、追加のご対応が必要になりますので、事前にご相談下さい。
- 2.外国政府等において重要な公的地位にある方(ご家族も含みます)等とお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。
3. 法人のお取引のためにご来店される方の確認について、代表者をご来店なされない場合は書面(委任状)により、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。従って、社員証等による確認はできなくなります。
- 4.法人のお客さまとお取引には、実質的支配者の確認をさせていただきます。(事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。)

実質的支配者とは、会社の議決権の25%超を直接または間接的に保有する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。

具体的な「実質的支配者」については次のページをご覧ください。

「実質的支配者」



【実質的支配者が直接または間接に 25%超の議決権を有する例】

